

平成28年度
事業計画書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会

平成28年度 事業計画

基本方針

少子高齢化の進展を背景として、将来にわたり労働力人口の減少が見込まれる中、高年齢者のなお一層の活躍が期待されている。一方、高年齢者の雇用就労ニーズの多様化等、社会環境が変化する中で、経済等地域社会の活力を維持していくためには、高年齢者が自ら培った知識や経験を活かし、地域社会の中で多様な就労をとoshi、健康で生きがいを持って生活が送れるよう、なお一層の環境整備が必要となっている。

このような状況の下、シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、就業の機会の提供等の取組みを通じて、地域の高年齢者に活躍する場を確保・提供し、シルバー人材センター事業（以下、「シルバー事業」という。）の果たす役割は一層重要となっている。

また、国等においては、シルバー事業による人手不足分野や現役世代を支える分野での就業は、高年齢者の生活の安定や生きがいの向上、健康の維持・増進及び企業の人手不足の解消、さらには社会経済の維持・発展のために極めて重要であるとし、シルバー事業に対する期待はますます高まっている。

本県連合会としては、このような状況も踏まえ、急増する高年齢者が地域社会の支え手として活躍できるよう、国の施策の方向性等を的確に把握しつつ、県内センターと十分な連携を図りながらシルバー事業の推進に努める。

《重点事項》

○法令遵守

法令等を遵守し、公正かつ適正な事業運営に努める。

○安全・適正就業の徹底

重篤事故はゼロ、その他の事故は前年度対比 5%減を目指し、連合会の安全適正就業委員会の下に安全適正委員を配置し、グループ内の現場巡回・意見交換等を行い、安全・適正就業の確保に努める。

○就業機会の拡大と会員の拡大

就業機会の開拓等に関する好事例・先進的取組事例の情報収集・提供及び地域特性等を活かした就業開拓の進め方等について事例研究を行い、就業機会の拡大に資する。特に、いわゆる団塊の世代の就業の受け皿としての機能が果たせるよう職域の一層の開拓に努める。また、これと両輪の関係にある、会員の拡大にな

お一層注力する。

○一般労働者派遣事業等の推進

団塊の世代等高年齢者の多様な就労ニーズに的確に対応できるよう派遣による就業に適った職域の開拓になお一層努める。

また、女性の活躍推進を支えるべく、育児支援分野・介護分野における取組を充実させるとともに、人手不足企業への支援を目指す「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」及び「高齢者活躍人材育成事業」を推進し、これら事業の目的達成に資する。

I シルバー人材センター事業

1 受託調整

県内の高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、県下で実施する仕事について、地方公共団体・民間事業所及び一般家庭等から有償で受託し、これを拠点センターと共同でセンターの会員に提供する。

2 職業紹介

有料職業紹介実施事務所を通じて、臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事を希望する県内の高齢者を対象に、有料の職業紹介による就業機会の提供を行う。

また、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下、「全シ協」という。）主催の有料職業紹介事業責任者講習会に参加し、法令を遵守した適正な有料職業紹介を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 求人事業所や求職者の広域調整と県内全域の事業の統括管理
- (2) 実施事務所（センター）の運営状況調査・分析等
- (3) 実施事務所（センター）の年間事業実績の調査・集計及び各実施事務所（センター）への配布
- (4) 有料職業紹介事業責任者講習会への参加
- (5) 国庫補助金交付対象団体で本事業未開設の団体に対する事業開設支援

3 一般労働者派遣事業

一般労働者派遣事業の実施事務所を通じて、センターの会員を対象に、一般労働者派遣による就業機会の提供を就業延べ8万人日を目標に行うとともに、県内全域の一般労働者派遣事業に係る統括管理（労働契約及び労働者派遣契約の管理、会計の管理、行政への実績報告等）等を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 派遣事業届出取り纏め、契約管理、会計管理、事業実績管理（センターへ配布、行政への報告）、規程・実施要綱・様式類の制定、関連法規の周知徹底等統括管理
- (2) 見積・契約・請求・入金・給与支払い・関連保険業務等の集中管理
- (3) 派遣運営協議会の開催、全シ協・千葉労働局（以下、「労働局」という。）等との連絡調整による情報共有

4 調査研究

県内全域で事業を発展・拡充させるため、高齢化の状況、高齢者を取り巻く雇用失業情勢、さらには地域社会のニーズなどを分析し、シルバー事業の効率的な運営を図るための調査研究を進める。

また、介護保険制度改正に伴い、比較的軽度の要支援者に対する介護サービスを市町村が実施する地域支援事業として再編成することから、本事業へのセンターの参画（見守り、調理、清掃等）を視野に置き、情報収集・提供に努める。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) センターの職種別等契約情報の把握と分析
- (2) センターの月別・半期・年間の事業運営実績の調査・集計・分析及び各センターへの報告
- (3) 地域支援事業に係る調査
- (4) その他センターの運営に必要な調査

5 普及啓発

県内全域で効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進するため、普及啓発推進計画の策定、普及啓発に係る指導・助言、情報提供を行うとともに、県民、官公庁、事業所への普及啓発、高齢者自身に対する意識啓発を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 「連合会だより」の発行・配布（2回）
- (2) 千葉県情報誌「労政ちば」の活用による啓発
- (3) 全シ協の機関誌『月刊シルバー人材センター』の購入・配布
- (4) 「シルバー人材センターの普及啓発強化月間」（10月）行事等によ

る普及啓発活動

- (5) 未加入団体（正会員・賛助会員）に対する入会促進要請活動
- (6) 社会福祉協議会等の一事業としてシルバー事業を行っている団体に対する分離・独立に向けた相談等の支援
- (7) 賛助会員に対するシルバー事業の情報提供と意見交換
- (8) センター行事への応援
- (9) 普及啓発資料等の作成

6 安全・適正就業の推進

県内全域で安全・適正就業対策を効果的かつ着実に実施するため、安全・適正就業推進計画等の策定、安全・適正就業の推進に係る指導・助言・研修、情報提供を行うとともに、センターの会員の安全意識の高揚と啓発活動を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 地域別グループ協議会ごとに連合会の安全就業委員を配置し、グループ内の現場巡視・意見交換等を実施
- (2) 重大事故発生時の迅速かつ的確な対応
- (3) 安全・適正就業推進員研修会の開催
- (4) 安全・適正就業対策に関する各種情報の収集・分析、提供
- (5) 適正就業推進のための個別相談（拠点センターと労働局）の実施
- (6) 適正就業推進のため自主点検の実施

7 就業分野の開拓・拡大と会員拡大

県内全域で高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、就業機会開拓・拡大に努めるとともに、就業分野の開拓・拡大に係る指導・助言、情報提供を行う。併せては、県内における広域的な仕事の需給調整等を行う。

また、会員数は、第1段階として、粗入会率で全国平均を目指し、会員拡大になお一層取り組んでいく。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 就業開拓開発委員会の的確な運営・活用
- (2) 広域的な仕事の需給調整等
- (3) 就業機会の拡大に関する好事例の情報提供
- (4) 就業開拓・開発事例研究会の開催
- (5) 中・長期計画未策定のセンターに対する情報提供等支援
- (6) センターの会員拡大の取組に関し、P D C Aサイクルによる管理状況等の情報収集

8 その他事業を発展・拡充するための指導・助言、情報提供等

地域社会のニーズや制度改正等に的確に対応するため、専門的又は実践的な指導・助言、情報提供を行うとともに、知識・企画力の向上を図るための研修等を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 地域別グループ協議会の充実・強化（2回）
 - ア 役員等会議の開催
 - イ 職員会議の開催
 - ※ア・イのいずれかで安全・適正就業会議を含み開催
- (2) 事業を円滑に推進するための全国及び県内のシルバー事業等に関する情報提供
 - ア 事業参考資料等の提供
- (3) 法令遵守の業務運営及び事務処理の指導等
 - ア 全シ協からの委嘱に基づく活動拠点の個別指導の実施
 - イ 相談窓口の設置
 - ウ 巡回相談の実施
- (4) 関係行政機関・団体との連携
 - ア 労働局、県及び市町村、全シ協、関東ブロックシルバー人材センター連絡協議会との連携
- (5) センター等連絡調整事業の適切な実施
 - ア センターへの国庫補助金の交付
 - イ 国庫補助対象外団体に対する相談活動の実施

II 高齢者活躍人材育成事業

高齢化や労働力人口の減少が進行する中、人手不足分野や現役世代を支える分野での高齢者の就業の促進は、①高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、②企業の人手不足の解消、③地域社会・経済の維持・発展等のために重要である。委託事業は、都道府県シルバー人材センター連合が高齢者に当該分野での就業に必要な能力を身に付けさせる技能講習等を実施し、シルバー人材センターが高齢者に当該分野で就業する機会を円滑に提供できるようにすることを目的とし、技能講習を実施し派遣等による就業の拡大を図る。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 企業ニーズ等の把握
- (2) 技能講習受講者の募集
- (3) 技能講習受講者の選定
- (4) 技能講習の実施
- (5) 受講生実績管理

(6) その他労働局が育成事業の実施に必要と判断した事項を実施

Ⅲ 法人管理事業

1 会員の状況

当連合会の平成28年3月末現在における会員数は、正会員47団体、賛助会員26団体となっている。今後も引き続き未入会となっている団体に対し、正会員・賛助会員としての加入の促進を図るとともに、さらなる情報提供等支援に努める。

2 公益法人制度への対応

公益社団法人として円滑な事務ができるよう、県公益認定審議会事務局との連絡調整を図るとともに、公認会計士等の外部専門家等の指導・助言を得ながら、センターにおける事務作業の支援を行う。

Ⅳ 諸会議の開催

当連合会の維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を、次のとおり開催する。

会 議 名	開催回数
定時総会	1回
理事会	7回
【専門委員会】	
・財務・総務委員会	2回
・就業開拓開発委員会	1回
・安全・適正就業委員会	3回
・普及啓発委員会	2回
・理事、監事候補者選考委員会	1回
【各種会議】	
・会長・理事長会議	1回
・事務局長会議	2回～3回